

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)(衆議院

送付)要旨

本法律案は、適切な地方負担の下に国が高速自動車国道の整備を行うことができることとするため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 高速自動車国道法の一部を次のように改正する。
 - 1 国土交通大臣は、整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県(指定都市の区域内にあつては、当該指定都市)の意見を聴かなければならないこととする。
 - 2 高速自動車国道の管理に要する費用は、国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県(指定都市の区域内にあつては、当該指定都市)がその余の割合を負担することとする。
- 二 沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

沖縄における高速自動車国道の管理に要する費用の国の負担割合の特例を設ける。
- 三 道路整備特別会計法の一部を次のように改正する。

道路整備特別会計の経理に関し、所要の改正を行う。

四 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。